

JIS

包装－アクセシブルデザイン－ 第4部：取扱い及び操作性

JIS S 0021-4 : 2021
(ISO 22015 : 2019)
(JPI/JSA)

令和3年6月21日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|----------------------------------|
| (部会長) | 酒井 信介 | 横浜国立大学 |
| (委員) | 秋山 進 | 元株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会) |
| | 安部 泉 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
| | 市川 直樹 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| | 伊藤 弘 | 国立研究開発法人建築研究所 |
| | 大瀧 雅寛 | お茶の水女子大学 |
| | 奥野 麻衣子 | 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 |
| | 木村 一弘 | 国立研究開発法人物質・材料研究機構 |
| | 木村 たま代 | 主婦連合会 |
| | 佐伯 誠治 | 一般財団法人日本船舶技術研究協会 |
| | 佐伯 洋 | 一般社団法人日本鉄道車輛工業会 |
| | 椎名 武夫 | 千葉大学 |
| | 寺家 克昌 | 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 |
| | 千葉 光一 | 関西学院大学 |
| | 寺澤 富雄 | 一般社団法人日本鉄鋼連盟 |
| | 中川 梓 | 一般財団法人日本規格協会 |
| | 奈良 広一 | 長野計器株式会社 |
| | 西江 勇二 | 一般財団法人研友社 |
| | 久田 真 | 東北大学 |
| | 藤本 浩志 | 早稲田大学 |
| | 星川 安之 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| | 棟近 雅彦 | 早稲田大学 |
| | 村垣 善浩 | 東京女子医科大学 |
| | 山内 正剛 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 |
| | 山田 陽滋 | 名古屋大学 |
| | 和辻 健二 | 一般社団法人日本自動車工業会 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.6.21

官 報 掲 載 日：令和 3.6.21

原 案 作 成 者：公益社団法人日本包装技術協会

(〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル TEL 03-3543-1189)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 2 |
| 3 用語及び定義 | 2 |
| 4 取扱い及び操作のアクセシビリティを高めるための設計上の配慮事項 | 3 |
| 4.1 一般 | 3 |
| 4.2 重量及び形状 | 3 |
| 4.3 開封及び再封のしやすさ | 4 |
| 4.4 使いやすさ及び内容物の取出し | 5 |
| 4.5 保管 | 5 |
| 4.6 廃棄及びリサイクル | 5 |
| 5 安全性 | 5 |
| 5.1 一般 | 5 |
| 5.2 配慮すべき具体的項目 | 6 |
| 6 取扱い及び操作性の評価 | 6 |
| 6.1 一般 | 6 |
| 6.2 計測機器を用いる評価 | 6 |
| 6.3 使用者による評価 | 6 |
| 7 適合性 | 7 |
| 附属書 A (参考) 包装の取扱い及び操作に関する人間工学及び人間工学的データ | 8 |
| 附属書 B (参考) 取扱い及び操作の容易な包装の例 | 20 |
| 参考文献 | 26 |
| 解 説 | 27 |

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本包装技術協会（JPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

包装—アクセシブルデザイン—

第4部：取扱い及び操作性

Packaging—Accessible design—Part 4: Handling and manipulation

序文

この規格は、2019年に第1版として発行されたISO 22015を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

包装は、高齢者及び障害のある人々を含めた幅広い範囲の人々が使いやすいように改善されてきたが、それでもまだ一部の人々にとっては、取扱い及び操作の際に困難が生じている。包装の取扱い及び操作には、握る、持ち上げる、持ち運ぶ、つかむなどの動作が含まれる。年齢又は身体障害のために身体的能力が低下した人々にとって、これらの動作において生じる困難は、持ち上げたりつかんだりすることが難しい重さ又は大きさであることに起因している可能性がある。アクセシビリティの問題を象徴するようなこれらの事象は、身体的能力が低下した又は制限された人々にも幅広く使用される包装において、早急に解決することが望ましい課題である。

包装のアクセシビリティ向上に関わる規格は、開封のしやすさ、明快な情報及び表示といった個々の課題への対応、医薬品包装における点字利用のような具体的事例を記載するなど、整備されている。これらの規格は、包装を使いやすくすることに効果的に寄与しているが、前述のアクセシビリティの問題に対しては、関連規格群の大綱として取り組まれてきたものの、包装の取扱い及び操作性における様々な場面において十分に対処方法が規定されているわけではない。

この規格は、包装の取扱い及び操作性を向上させるための要求事項をアクセシブルデザインの観点から規定されている。

1 適用範囲

この規格は、包装のアクセシブルデザインに関する取扱い及び操作性について規定する。この規格は、能力が異なる人々及び使用状況における包装に関する様々なニーズに配慮している。

包装の取扱い及び操作性には、持ち運び、開封、再封及び内容物の取出しだけでなく、保管及び廃棄といった工程における、握る、持ち上げる、運ぶ、引っ張る、押す、滑らせる、つかむ、ひねる、裂くなどの動作、及びこれらを組み合わせた動作のような人間の身体的能力が関係する要素が含まれる。これらの身体的能力に關係する要求事項及び推奨事項は、高齢者及び身体障害のある人々を含む、包装の取扱い及び操作性に関して様々なニーズをもった人々を対象にしている。

この規格は、JIS S 0021-2に規定する、特別な力学的手段を必要としない、再封可能及び再封不可能な包